

パロー文化ホール

施設使用料

令和元年10月1日以降利用に適用

楽屋1～5及び主催者控室の冷暖房料金は、11月1日以降の利用に適

大ホール	午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜の部 17:30～21:30	午前・午後の部 9:00～16:30	午後・夜の部 13:00～21:30	1日利用 9:00～21:30	延長 1時間	冷暖房 1時間
平日	¥13,750	¥20,630	¥34,380	¥34,380	¥55,000	¥68,750	¥6,820	¥6,180
土・日・休日	¥17,880	¥27,500	¥45,380	¥45,380	¥72,880	¥90,750	¥9,020	¥6,180

※大ホールと各楽屋等(楽屋1～5、主催者控室、リハーサル室)の冷暖房を同時に利用する場合は、各室の冷暖房利用料金を含みます。

小ホール	午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜の部 17:30～21:30	午前・午後の部 9:00～16:30	午後・夜の部 13:00～21:30	1日利用 9:00～21:30	延長 1時間	冷暖房 1時間
平日	¥4,400	¥7,330	¥11,730	¥11,730	¥19,070	¥23,470	¥2,310	¥1,780
土・日・休日	¥5,870	¥8,800	¥14,670	¥14,670	¥23,470	¥29,330	¥2,860	¥1,780

※小ホールと主催者控室、楽屋6又はリハーサル室の冷暖房を同時に利用する場合は、各室の冷暖房利用料金を含みます。

楽屋	午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜の部 17:30～21:30	午前・午後の部 9:00～16:30	午後・夜の部 13:00～21:30	1日利用 9:00～21:30	延長 1時間	冷暖房 1時間
楽屋1	¥2,200	¥2,860	¥2,860	¥5,060	¥5,720	¥7,920	¥770	¥210
楽屋2	¥2,200	¥2,860	¥2,860	¥5,060	¥5,720	¥7,920	¥770	¥210
楽屋3	¥1,380	¥2,200	¥2,200	¥3,580	¥4,400	¥5,780	¥550	¥100
楽屋4	¥1,380	¥2,200	¥2,200	¥3,580	¥4,400	¥5,780	¥550	¥100
楽屋5	¥1,380	¥2,200	¥2,200	¥3,580	¥4,400	¥5,780	¥550	¥100
楽屋6	¥1,650	¥2,860	¥2,860	¥4,510	¥5,720	¥7,370	¥770	¥210
リハーサル室	¥2,200	¥2,860	¥2,860	¥5,060	¥5,720	¥7,920	¥770	¥420
主催者控室	¥1,380	¥2,200	¥2,200	¥3,580	¥4,400	¥5,780	¥550	¥100
浴室	1時間¥320							
シャワー室	1時間¥320							

展示室A	午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜の部 17:30～21:30	午前・午後の部 9:00～16:30	午後・夜の部 13:00～21:30	1日利用 9:00～21:30	延長 1時間	冷暖房 1時間
平日	¥2,750	¥2,750	¥2,750	¥5,500	¥5,500	¥8,250	¥880	¥740
土・日・休日	¥3,850	¥3,850	¥3,850	¥7,700	¥7,700	¥11,550	¥1,320	¥740

展示室B	午前の部 9:00～12:00	午後の部 13:00～16:30	夜の部 17:30～21:30	午前・午後の部 9:00～16:30	午後・夜の部 13:00～21:30	1日利用 9:00～21:30	延長 1時間	冷暖房 1時間
平日および土・日・休日	¥1,600	¥1,600	¥1,600	¥3,190	¥3,190	¥4,790	¥530	¥420

会議室	区分	利用料		冷暖房 1時間
		文化活動利用等	商業利用等	
大会議室	9:00からはじまる1時間ごとの区分 及び20:00からの1時間30分	¥1,210	¥2,420	¥740
練習室1		¥550	¥1,100	¥420
練習室2		¥550	¥1,100	¥420
練習室3		¥440	¥880	¥420
練習室4		¥940	¥1,880	¥420
和室		¥440	¥880	¥420

本表は、「多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例」第16条別表第1に準じております。

備考

- 利用者が入場料金等を徴収して利用する場合は、次の額となります。
    - 入場料金等の最高額が500円を超え1,500円までの場合は、この表に定める利用料の1.5倍の額。
    - 入場料金等の最高額が1,500円を超え3,000円までの場合は、この表に定める利用料の2倍の額。
    - 入場料金等の最高額が3,000円を超える場合は、この表に定める利用料の3倍の額。
  - 利用者が商業宣伝を目的として利用する場合は、この表に定める利用料の2倍の額となります。
  - ホールのうち、舞台のみを利用する場合は、この表に定める利用料の0.3倍に相当する額となります。
- ※舞台のみの利用は、本番を行う当日には適用しません。(準備・練習等を目的として、本番以外の日に観客を入れずに利用する場合のみ適用)
- 延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとします。
- ※延長利用は、利用当日にやむを得ず延長の必要が生じた場合のみ適用します。原則、事前の申し込みはできません。
- この表において「土、日、休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日とし、「平日」とはそれ以外の日とします。